

掲載内容

第7章 火災調査

第1 火災調査権限の行使

- 火災調査の開始時期と死傷者が発生した場合の対応は
- 火災調査のために行う建物への立入りはどのようにすべきか
- 製品から出火した疑いがある場合の対応は、どうすべきか
- 放火又は失火の疑いのある火災における火災原因調査の権限は
- 火災調査を行う場合の警察機関との連携は
- 都道府県知事又は消防庁長官が行う火災調査とは

第2 火災調査結果に対する照会等

- 火災調査結果について、司法機関等から照会があった場合の対応は
- 火災原因等の調査結果を報道機関等に公表する場合の留意点は何か

第3 火災調査に係る関係法令

- 失火ノ責任ニ関スル法律の趣旨、適用の範囲及び適用の条件とは
- 火災が発生した場合の応急消火義務者の範囲と損害賠償は

第8章 消防設備士・危険物取扱者

第1 消防設備士

- 消防設備士の業務独占の対象となる工事整備対象設備等とはどのようなものか

- 消防設備士免状の返納命令の際の基準と手続とは

第2 危険物取扱者

- 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合とは
- 危険物取扱者が保安講習を受講しない場合の指導とは
- 危険物取扱免状の返納命令を行う場合の基準はあるのか。また、手続はどのようにすればよいか

第9章 予防業務をめぐる裁判例

第1 立入検査

- 消防の立入検査の文書に係る立入先の企業・氏名等を特定し得る部分は、「情報公開条例」の不開示事由に該当しないとされた事例

第2 建築・消防設備、防火管理

- ホテルの火災事故において防火管理者以外の経営責任者(代表取締役)の業務上過失責任が認められた事例(椿グランドホテル火災事件)
- 消防長の同意は、行政機関相互間の行為であり、国民との権利義務を形成する行為等ではないとされた事例
- デパートビルの火災事故においてビルとビル内の店舗の防火管理者の業務上過失責任が認められた事例(千日デパートビル火災事件)
- ホテルの火災事故においてホテルを経営する会社の代表取締役が業務上過失責任が認められた事例(ホテル・ニュージャパン火災事件)
- カラオケ店の火災について、同店の経営者に対する業務上過失責任が認められた事例

第3 危険物規制

- 地下横断歩道の新設により生じる埋設ガソリンタンクの移転費用は、道路法70条1項の補償の対象にならないとされた事例
- 給油取扱所変更許可申請に対し、隣接住民の同意書の提出があるまで行政指導として処分を留保することが違法とされ、慰謝料請求が認められた事例

第4 火災調査

- 放火事件の被疑者に対する検察官送致後の火災調査上の質問は消防法35条の2に違反しない等とされた事例
- 自動車事故に係る消防署の火災原因調査表の出火原因は信用することができず、当該事故は不慮の事故であるとは認められないとされた事例

第5 その他

- 病院の火災事故において経営者(病院長)及び防火事務担当者(事務長)の業務上過失責任が否定された事例(白石中央病院火災事件)
- 工作物の設置保存の瑕疵に基づく火災による直接損害については少なくとも失火責任法を適用しないものと解するのが相当であるとされた事例
- 建築確認の取消訴訟において先行する東京都建築安全条例4条3項に基づく安全認定の違法を主張することが許されるとされた事例

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

予防業務に伴って発生する法律問題を解説!!

消防業務の法律相談

～予防編～

編集 消防予防業務研究会

【代表】小林 恭一(東京理科大学総合研究院教授)



- ◆ 予防業務に伴って発生する様々な法律問題について、Q&A形式で、法的根拠を示しながらわかりやすく解説しています。
- ◆ 多岐にわたる法令・通知の運用上の解釈はもちろんのこと、各種トラブルへの対応方法など、幅広い内容をコンパクトにまとめてあります。様々な疑問に応える関係者必携の書です。
- ◆ 消防庁や消防署などで予防業務をリードしてきたエキスパートが、豊富な経験、知識に基づいて執筆しています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁694頁
定価6,600円(本体6,000円) 送料570円

■ 加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

● バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 / 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

第9章 予防業務をめぐる裁判例

第3 危険物規制

Q 地下横断歩道の新設により生じる埋設ガソリンタンクの移転費用は、道路法70条1項の補償の対象にならないとされた事例

国道の交差点に地下横断歩道が新設された結果、同交差点でガソリンスタンドを営む経営者が、消防法等の警察官より埋設されていたガソリンタンクを移転しなければならぬ場合に、その移転費用が道路法70条1項の補償の対象とならないとされた事例(裁判例58・2・18判時1136・56)について教えてください。

A 事案の概要

国道の交差点に面する土地でガソリンスタンドを営んでいたYは、消防法に基づき市長の許可を受け、ガソリンタンクを埋設し、適切に維持管理していました。ところが、昭和49年12月22日に、X(国=S地方建設局)が、

基づく危険物の1項1号に定め、Yは当該ガソリンタンクの移設工事は地味工事とし、失補償を請求対象とならないとされた。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。

●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。

●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本 (B5判縮小)

第9章 予防業務をめぐる裁判例

27判タ382・107)及び第二審(高松高判昭54・9・19判時953・47)はYが支出した移設費用は道路法70条により補償されるべきであるとしてXの訴えを棄却しましたが、Xが上告しました。

裁判所の判断

破棄自判(上告審において原判決を破棄し自らその事件について判決すること)。

道路法70条1項の定める損失補償の対象は、道路工事の施工による土地の形状変更を直接の原因として生じた隣接地の利益又は管理上の障害を除去するためにやむを得ない必要があつてした通路、みぞ、かき、さくその他これに類する工作物の新築、増設、修繕等

いたガソリンタンク(以下「地下貯蔵タンク」といいます)の付近に地下横断歩道が新たに設置されたことにより、当該地下貯蔵タンクと地下横断歩道の間に10mを超える離隔距離をとることができなくなり、当該地下貯蔵タンクの移転を余儀なくされた場合に、その移転に要した費用について、道路法70条に基づく損失補償が受けられるかが争われました。

(2) 道路法70条1項とみぞかき補償道路の新設や改良などの工事を行ったことによって、道路と隣接する土地の間に段差が生じたり、排水が悪くなったりするなど、その隣接する土地の利用に障害が生じる場合があります。このような場合に、道路法70条1項の補償の対象となるかどうかは、当該工事の施工による土地の形状変更を直接の原因として生じた隣接地の利益又は管理上の障害を除去するためにやむを得ない必要があつてした通路、みぞ、かき、さくその他これに類する工作物の新築、増設、修繕等

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.12) 633-1(6)

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 基本的な義務と権限

- 第1 地方公務員としての義務**
 - 消防職員に適用される地方公務員の職務の根本基準とはどのようなものか
- 第2 消防職員の身分、義務及び権限**
 - 消防職員の身分、義務及び権限とはどのようなものか
- 第3 消防団員の身分及び権限**
 - 消防団員の身分及び権限とはどのようなものか
- 第4 行政手続等**
 - 行政手続法の適用を受ける消防法における「不利益処分」の手続はどのようなものか
 - 消防庁長官の助言とはどのようなことなのか

第2章 火災予防に関する命令と違反処理

- 第1 屋外の火災予防のための措置命令等**
 - 屋外における火災予防措置として、消防職員がたき火の消火をすることは可能か
 - 空地に廃油と思われる危険物が放置されている場合、消防法3条に基づき屋外の火災予防措置を行うことができるか
- 第2 資料提出命令・報告の徴収**
 - 消防法4条1項に基づく資料提供命令により、防火対象物の関係者から提出された資料の取扱い、保存等はどうすればよいのか
- 第3 消防職員・団員の立入検査**
 - 飲食店等の立入検査を消防職員と消防団員が共同で実施することは可能か
 - 消防法10条1項違反の疑いがある工場に対する立入検査の根拠は、消防法4条1項又は消防法16条の5第1項のいずれを適用すべきか
- 第4 防火対象物の火災予防措置命令**
 - 建築基準法のみ違反している防火対象物に対して、消防法5条の規定に基づく改修命令等を行うことは可能か
 - 消防法3条1項、5条1項又は5条の3第1項の規定に基づく命令を発したにもかかわらず

- れが履行されない場合に、行政代執行法を適用できるか
- 消防法5条1項等の消防法に基づく命令をする際は、行政手続法等により弁明の機会を付与する必要があるか
- 第5 防火対象物の使用禁止・停止・制限命令**
 - 防火対象物に対する使用の禁止、停止又は制限の命令は、消防法5条の2第1項1号及び2号に命令要件が規定されているが、両要件の違いは具体的にどのようなものか
 - 既存不適確建築物に対する使用停止命令は可能か
- 第6 火災予防等のための措置命令**
 - 消防法5条の3第1項に基づき物件の除去等を命じる場合、受命者である当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者とは具体的にどのような人なのか
 - 消防法5条の3第2項に規定する消防法5条の3第1項の受命者を通知することができない場合の措置はどのようなものか
- 第7 不服申立等**
 - 消防法に基づき命令する際に不服申立てに関する事項を受命者に教示することを怠った場合、その命令は無効なのか

第3章 防火対象物の計画から使用開始まで

- 第1 事前相談**
 - 消防機関が定めた消防用設備等の設置基準等の法的な位置付けと法的拘束力とは
 - 所轄消防署との事前相談・打合せ・協議の効用とはどのようなものがあるか
- 第2 建築確認・消防同意**
 - 消防用設備等の検査済証の交付がない建築工事等の検査済証は有効か
 - 消防同意を要さない建築物にはどのようなものがあるか
 - 「建築物の防火に関する規定」に係る設計図書等とはどのようなものか
 - 消防法5条1項のただし書きにより措置命令を行うことができない「法令による許可又は認可」とは
 - 危険物施設に係る消防同意において、審査すべき「防火に関する規定」の範囲はどのようなものか

- 第3 消防用設備等の着工届**
 - 着工届を行う際の工事の着手とは何を指すのか
 - 着工届に添付する設計図書等に対する責任は届出する消防設備士が負うのか
- 第4 消防用設備等の設置届・消防検査**
 - 消防用設備等の設置に係る検査を円滑に進めるためにはどのようにすればよいのか
 - 消防用設備等の設置時に行う消防検査の法的根拠は何か

第4章 防火管理・防災管理

- 第1 管理権原者(関係者)**
 - 管理権原者と関係者の違いとは
- 第2 防火管理・統括防火管理**
 - 防火管理者に選任されていない者を統括防火管理者に選任できるか
 - 防火管理者の管理的・監督的地位は職名で判断してよいのか
 - 面積による収容人員の算定で従業員以外の者が使用する部分を実測すべきか
 - 規則2条7号に基づく学識経験者として防火管理者となっている消防団員は甲種防火管理再講習を受講できるか
- 第3 防災管理・統括防災管理**
 - 乙種防火管理講習修了者は防災管理講習を修了すれば防火管理者に選任できるか
 - 統括防火管理者は各種の消防計画を一本化して作成・届出できるか
 - 統括防火管理者を協議して定める場合の協議方法はいかにあるべきか
- 第4 防火対象物の点検・報告**
 - 防火対象物の点検・報告において、行政指導等により点検基準を付加することは可能か
 - 防火対象物定期点検報告制度の特例認定基準を一部変更して運用することはできるか
 - 避難施設の管理に関して、条例で付加要件を定めることはできるか
- 第5 自衛消防組織**
 - 自衛消防組織の業務を消防計画において定めれば設置の届出を省略できるか
 - 自衛消防組織の編成は防火対象物の実情に応じて自由に変更できるか

- 自衛消防業務講習修了者は本部隊に置かなければならないか
- 第6 防災規制**
 - 防災対象物品、防災物品、防火製品の違いとは
 - 防災防火対象物における商品見本のカーテンは防災物品でなければならないか
- 第7 火気使用設備等**
 - 対象火気設備等の政令基準と異なる条例基準を規定することはできるか
 - 住宅用防災機器の設置について、条例で罰則等を定めることはできるか

第5章 消防用設備等の維持管理点検

- 第1 維持管理(設置)**
 - 消防用設備等の未設置違反に対する違反処理を所定の手続に沿って進め、早期に改修させるためには何に注意すればよいのか
- 第2 適用除外(避及制度)**
 - 既存の防火対象物に対する法令の適用とは
 - 既存防火対象物に対する消防用設備等の技術基準の適用について
 - 消防用設備等に係る技術基準の性能規格化と消防設備規制の留意事項とは
- 第3 定期点検・定期点検結果の報告**
 - 消防用設備等の点検未実施や未報告の対策とは
 - 消防法施行令32条により設置された設備の点検・報告はどのように考えるか

第6章 危険物等の規制

- 第1 危険物とは何か**
 - 危険物の性状等に係る確認試験の結果に基づいて、危険物の判定を行う場合の留意事項は何か
 - 指定可燃物のうち可燃性液体類はどのように規制をすべきか
 - 危険物を原料として製造した製品が火薬類に該当する場合は、消防法で規制できるのか
 - 危険物を製品の一部に使用するものに対する規制はどうすべきか
 - 建築物内に危険物施設(自家発電設備)を設置する場合の建築基準法の規制とは

- 第2 無許可施設、仮貯蔵・仮取扱**
 - 短期間に指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合の対応とは(仮貯蔵・仮取扱)
 - 同一の場所の考え方の意味と内容とは
 - 無許可施設を発見した場合の対応とは
- 第3 危険物と危険物施設の設置・変更許可**
 - 危険物施設の許可権限を有する者はいずれになるか
 - 危険物施設の設置許可に当たり行う審査はどのように進めるか
 - 製造所等の用途の変更への対応とは
 - 位置(保安距離)の規制とは
 - 危険物施設の設置許可にただし書き等の附款は附されるか
 - 工事終了段階に応じて、順に危険物施設を使用できないか
 - 危険物関係事務の手数料はどのように考えればよいのか
- 第4 完成検査・完成検査前検査**
 - 完成検査前変更と完成検査前検査の違いとは
 - 完成検査前検査の実施方法はどのようにするか
 - 完成検査を不適合とした場合の対応とは
 - 仮使用承認の申請を行うには
- 第5 維持管理・定期点検**
 - 定期点検を実施できる者と定期点検の内容とは
 - 危険物施設の維持管理義務とは
 - 気密試験の意味と内容とは
 - 定期点検の実施状況及び定期点検実施記録の不備等への対応とは
- 第6 危険物の貯蔵・取り扱い**
 - 一般取扱所で危険物を取り扱う容器の規制基準はどのようなものか
 - 給油取扱所において、固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えて販売することはできるか
 - 工事現場において、移動タンク貯蔵所から土木重機に給油することは認められるのか
 - 危険物の貯蔵取扱基準適合命令の発令要件と命令違反時の対応はどのようなものか
 - みなし屋外貯蔵所において、新たにアルコール類を貯蔵する場合は、どのような手続をすればよいのか
 - 危険物貯蔵所において、危険物の貯蔵に伴う取扱いとはどの範囲まで認められるか

- 給油取扱所の従業員の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行うこと(DCC)の法的位置付けとは
- 第7 緊急使用停止命令等**
 - どのような場合に、緊急使用停止命令を発令することができるのか
- 第8 保安体制**
 - 危険物保安統括管理者が保安に関する業務を実施していない場合は
 - 危険物保安監督者を選任していない事業所に対する措置とは
 - 危険物施設保安員を選任していない事業所に対する指導とは
 - 製造所等の実態が予防規程の認可内容に合わない場合の指導とは
 - 自衛消防組織が不十分で実効性がない事業所に対する指導について
- 第9 保安検査**
 - 定期保安検査が規定どおり実施されていない場合の措置とは
- 第10 危険物の運搬**
 - 特殊な形状の運搬容器を、特例を適用して認めることはできるのか
 - 動植物油類は、一定の貯蔵方法、又は運搬方法による場合、危険物としてどのように規制されるのか
 - 危険物を国際基準に適合する容器で輸入する場合の消防法による規制はどのようなものか
 - 危険物の運搬において、積載方法の不備等が発見した場合の対応について
 - 40ℓのガソリンをガソリン携行缶2缶に入れて運搬することは可能か
- 第11 危険物の移送**
 - 移動タンク貯蔵所に指定数量未満の危険物を入れて運ぶ場合の規制はどのようなものか
 - 移動タンク貯蔵所に危険物取扱者が乗車していない場合の対応とは
- 第12 製造所等の応急措置・通報・措置命令**
 - 危険物施設において危険物が流出した場合の対応とは
- 第13 危険物流出等の事故原因調査**
 - 危険物施設で危険物流出等の事故が発生した場合における事故原因調査を行う者や、調査方法、調査結果の取扱い等はどのようなものか

第2章 火災予防に関する命令と違反処理

第2章 火災予防に関する命令と違反処理

第5章 消防用設備等の維持管理点検

Q 空地に廃油と思われる危険物が放置されている場合、消防法3条に基づき屋外の火災予防措置を行うことができるか

住宅が密集している地域の空地に、廃油と思われるものが入っている密封されていない200ℓのドラム缶3缶が放置されて異臭がしている、子供たちがこの空地で遊ぶこともあり事故の発生も危惧されるので対応してほしい、との通報が消防署にありました。直ちに、現場の確認を行ったところ、通報内容どおり危険物と思われる液体が放置され、その場所は施錠されていない状況でした。このような場合、消防法3条により、危険物と思われる液体を除去させることは可能なのでしょうか。



A 物件の所有者等で権原を有する者が特定できる場合

消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)、消防署長(以

的な危険性について、火災予防に関する専門的な知識等を有する立場から、過去の火災事例等を参考にして判断します。このような検討を行った結果、命令要件に該当しないと判断した場合は、消防法3条1項による命令を発動することはできないこととなります。ご質問の場合、消防長等又は消防団員が現場確認をした結果、その放置物件が「危険物と思われる液体」としてしか認識できない場合には、「放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件」として消防法3条1項3号を適用して除去又はその他の処理をすることになります。ドラム缶に貼付されているシールの表示等から、危険物であると高い確度で推定できた場合には、同号を「危険物」の除去等として発動することも可能です。

物件の所有者等で権原を有する者が不明の場合

ご質問のような事例では、物件の

第2章 火災予防に関する命令と違反処理

消防法3条1項と同法16条の6第1項(無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令)との関係

危険物を除去等する措置命令については、消防法3条1項のほか、同法16条の6第1項により無許可貯蔵施設等に対する措置命令として発動することができます。命令の発動に際し、消防法3条1項と同法16条の6第1項について、考慮する必要がある事項は、次のとおりです。

- 消防法3条1項の命令権者は、消防長、消防署長その他の消防吏員であるのに対し、消防法16条の6第1項は市町村長等であること
- 消防法3条1項の命令は、数量のいかんを問わず危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者を対象としているのに対し、消防法16条の6第1項の命令は同法10条1項の規定に違反して指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者を対象とする

参考通知

- 「立入検査マニュアル」の送付について

Q 消防法施行令32条により設置された設備の点検・報告はどのように考えるか

消防法施行令32条の基準の特例により設けられた設備に対する点検及び報告はどのように考えればよいのでしょうか。また、同条の適用の条件として地上に通ずる二以上の異なる避難経路(二方向避難)を確保するために設置した避難器具(避難ハッチ)の定期点検及び報告の必要はあるのでしょうか。



A 消防用設備等の点検・報告義務(消防法17条の3の3)は、「消防法17条1項の防火対象物における消防用設備等」について「消防法17条1項の防火対象物の関係者に課された義務です。当該消防用設備等は、消防法施行令7条に具体的に列挙されていますが、同条1項から7項までの規定の中に、消防法施行令32条の基準の特例により設

ただし、法的義務がなくても、この種の設備等に適切な維持管理が必要であることは当然ですので、実際には、消防法施行令32条適用の際に、必要に応じ、消防法17条の3の3の規定に準じて点検・報告を行うことを適用の条件としていることも多いようです。ご質問の後段は、いわゆる「共住特例(各住戸から二方向避難が可能で、外気に開放された避難路を有するな

組見本 (B5判縮小)

消防用設備等の維持管理点検

適切な維持管理を担保するには、条例等により別途措置することが必要です。

消防法施行令32条の改正

消防法施行令32条では、従来、消防長又は消防署長は、①「防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節(消防令2章3節)の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき」と、②「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節(消防令2章3節)の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき」には、消防法施行令2章3節の規定を適用しないことができるとされてきました。

その後、平成15年6月に消防用設備